

令和5年度 竪穴系埋葬施設整備工事実施設計業務仕様書

(業務の概要)

1. 業務名称 令和5年度 竪穴系埋葬施設整備工事実施設計業務
2. 業務期間 契約締結後から令和6年3月15日まで
3. 業務対象 特別史跡岩橋千塚古墳群 前山A地区
前山A47号墳、前山A100号墳、前山A111号墳（和歌山市岩橋地内）
4. 業務内容 特別史跡岩橋千塚古墳群 前山A 100号墳・A47号墳・A111号墳の整備工事に係る実施設計を実施する。

(目的)

- 第1条 本仕様書は、和歌山県立紀伊風土記の丘（以下、「県」とする。）が実施する特別史跡岩橋千塚古墳群保存整備事業に伴う竪穴系埋葬施設整備工事実施設計業務（以下、「本業務」とする。）について必要な事項を定める。

(業務責任者)

- 第2条 本業務の性格上、受託者は本業務と同等の業務（史跡における整備基本設計業務又は実施設計業務）に関する主体的な実務経験を有する者を主任技術者及び照査技術者に選任しなければならない。

(職員による指示)

- 第3条 本業務は、文化財保護法に基づく現状変更許可を受け県が実施する特別史跡の保存整備事業であるため、受託者は文化財保護に十分な配慮をするとともに、県の担当職員と十分協議し、その指示を受け、誠実に業務を実施しなければならない。

(業務内容)

- 第4条 本業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 整備条件の検討

受託者は前山A47号墳、前山A100号墳、前山A111号墳の現況地形測量を含む現地調査及び周辺環境調査を実施する。遺構保存を前提とした整備条件を整理する。

(2) 整備方法の立案

(1)の整備条件の検討結果を基に県に複数案提示する。整備方法は本質的価値を顕在化し、併せて遺構の適切な保存と効果的な整備・活用が図られるような手法を検討の上、整備方法を立案する。

(3) 整備検討会議への対応

本業務は有識者等で構成される特別史跡岩橋千塚古墳群整備検討会議（以下、「整備検討会議」とする。）の指導を得て実施することから、県が行う整備検討会議(年2回を予定)に必要な(2)の中間案資料の作成と整備検討会議への出席を行う。

(4) 実施設計書の作成

受託者は(2)で提示した整備方法について(3)の整備検討会議の意見を基にさらに検討を進め、実施設計書を作成する。

(5) 打合せ協議

県及び受託者が必要とする場合に打合せを行う。

(留意事項)

- 第5条 本業務にあたり次のことに留意すること。

(1) 法令の遵守

受託者は、文化財保護法、森林法及びその他関係法令を遵守する内容の設計を行なわなければならない。

(2) 整備の方針

整備の方針については、文化庁文化財部記念物課発行の『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』、同課監修の『史跡等整備のてびき - 保存と活用のために - 』、『発掘調査のてびき』及び和歌山県教育委員会発行の『特別史跡岩橋千塚古墳群保存活用計画』に沿った整備の方針とすること。

(3) 関係機関との打合せ

関係機関への打合せは随時行うものとし、その協議に必要な資料を作成するものとする。また、打合せ等を行ったときは、その状況を記録するとともに、打合せ記録簿を提出しなければならない。

(4) 実施設計書の作成方法

実施設計書は前山 A47 号墳、前山 A100 号墳、前山 A111 号墳の古墳ごとに作成し、構成及び書式等は、県の指示する方法によるものとする。

(5) 材料単価の算出

材料単価の算出に当たっては単価算出根拠を明確にし、「土木工事標準積算基準書（単価・損料等）」、物価資料（「建設物価」、「積算資料」）に掲載されている実勢価格、又は3社以上から徴した見積書を参考資料として添付するものとする。

(6) 分離又は分割発注のための実施設計書の作成

県から指示があった場合は、年度単位で工事を分離し、又は分割発注するために、相互に判別できる実施設計書を作成しなければならない。

(現地調査及び周辺環境調査)

第6条 現地調査及び周辺環境調査の内容は、次のとおりとする。調査範囲については県の指示または承諾を受けて実施すること。

(1) 現況地形測量図の作成（各古墳、合計約 900 m²）

現況地形測量図（S=1/100 精度、10 cmコンター、G N S S 測量）の作成を行う。

(2) 現地調査（各古墳）

現地踏査及び現地確認を行う。

(3) 土砂流入及び滞水状況のモニタリング（各古墳）

埋葬施設内への土砂流入及び滞水状況についてポイントを設定し、モニタリングを行う。

(4) 気象観測ステーションの設置（1箇所・9箇月/全体）

気象観測ステーションの設置により、埋葬施設付近の気象環境調査（大気の温湿度、降水量、土壌水分量、地中温度、日照）を行う。

(5) 土壌サンプリング調査（2箇所/全体）

土の粒子密度、密度分布、含水率、液性限界・塑性限界、湿潤密度、飽和透水係数などの計測のため、墳丘外にてボーリング調査（約2m）、墳丘上にて土壌サンプリング（ブロックサンプリングによる不攪乱資料の採取）を行う。

(6) 水量計等設置（1箇所/全体）

墳丘上及び埋葬施設内において、水ポテンシャルセンサー及び土壌水分センサーを設置し、含水率（水分化学ポテンシャル）変化を計測する。

(7) 石材強度調査（各古墳）

埋葬施設の石材に対して石材の構造的安定性及び劣化状況を把握するため、エコ

ーチップ検査などの非破壊調査を行う。石材は埋葬施設内の代表的な箇所とし、60か所を想定する。

(8) その他

その他、実施設計を検討するうえで、必要な調査を行う。

(実施設計書)

第7条 実施設計書の内容は、次のとおりとする。

- (1) 位置図（付近見取図）、平面図、断面図、詳細図、構造図等の設計図面
- (2) 現況測量図
- (3) 完成イメージ図（鳥瞰図等）
- (4) 数量計算書
- (5) 整備工事工程表
- (6) 関連法令による整備工事規制事項
- (7) 特記仕様書
- (8) 整備工事等に係る経費積算書及び設計内訳書
- (9) その他、県が指示する図書

(成果品)

第8条 受託者は、以下の成果品を県に提出しなければならない。

- (1) 実施設計書 2部
- (2) 業務打合せ記録簿及び協議書 1部
- (3) 作成データ 1式

作成データについては、電子媒体にて納品すること。

(作業計画)

第9条 受託者は、本業務実施にあたり作業内容、工程、実施体制等を記載した業務実施計画書を県に提出し、その承認を得るものとする。

(協議)

第10条 本仕様書に明記なき事項について疑義が生じた場合、その都度協議を行い決定するものとする。

(資料の貸与及び返還)

第11条 県は、本業務に必要な既存資料を、受託者に貸与する。受託者は、貸与された資料の取り扱いには十分注意を払い、本業務完了後、直ちに返却する。

(完了)

第12条 受託者は、業務完了届とともに成果品を提出し、完了検査を受けること。修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い再検査の合格をもって完了とする。

(成果品等の帰属)

第13条 本業務における成果については、県に帰属するものであり、県の承認を受けずに複製又は他に公表、貸与してはならない。